## 承認第 4 号

## 日出町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、 次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地 方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第18号

## 日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例(昭和35年日出町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」 に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第 23条第1項の」を「第23条の」に改める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日出町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健 康保険税については、なお従前の例による。